

大阪常磐会大学 学則

第1章 総 則

第1節 目 的

(目 的)

第1条 学校法人常磐会学園は、校是として「和平 知天 創造」の理念を掲げている。

本学における建学の精神はこの理念を基とし、教育基本法、学校教育法及び児童福祉法の規定に従い、国際化・情報化等の社会の変化に対応し、共生社会を担う教育や保育の専門家としての資質と見識を養うことを目的とする。

(自己点検・自己評価)

第2条 本学の教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、別に定めるところにより、自己点検・自己評価を行う。

第2節 組 織

(学部・学科の教育目的及び定員)

第3条 本学に、こども教育学部こども教育学科を置く。

2 こども教育学部こども教育学科の教育目的は、次のとおりとする。

- (1) 地域に愛着と誇りを持ちながらグローバルな視野に立ち、国際社会に貢献できる人
- (2) 人間尊重を基盤に、豊かな人間性を育てる人
- (3) コミュニケーションを通じて適切な行動ができる人
- (4) 乳幼児・児童・生徒の発達の特性を深く理解し、一人ひとりの個性に応じて効果的な指導ができる専門性を有する人を育成する。

3 こども教育学科の定員は、次のとおりとする。

学科名	学生定員	入学定員	編入学定員	収容定員
こども教育学科		118名	4名	480名

(図書館)

第4条 本学に、図書館を置く。

2 図書館に関し必要な事項は、別に定める。

(進路支援室)

第5条 本学に、進路支援室を置く。

(事務室)

第6条 本学に、事務室を置く。

(職 員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、その他の職員を置く。

2 本学に、必要に応じ客員教授を置くことができる。

第3節 教授会

(教授会)

第8条 本学に、教授会を置く。

- 2 教授会は、学長、教授、准教授、専任の講師及び事務長をもって組織する。
- 3 学長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を認めることができる。
- 4 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学則及び諸規程の制定・改廃に関する事項
 - (2) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (3) 学位の授与
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
- 5 教授会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 6 第4項、第5項に定めるもののほか、教授会に関し必要な規程は、別に定める。

第2章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第9条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第10条 学年を次の2学期に分ける。

前期	4月1日から9月20日まで
後期	9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第11条 本学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 本学創立記念日（5月30日）
- (3) 夏期休業
- (4) 冬期休業
- (5) 春期休業
- 2 学長が必要と認めたときは、前項の休業日を臨時に変更することができる。
- 3 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。
- 4 学長が必要と認めた場合は、休業日に臨時に授業を行うことができる。
- 5 第1項第3号から第5号までの期間は年度ごとに定める。

第3章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

第12条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第13条 学生は、8年（編入学、転入学または再入学した学生にあつては、その在学すべき年数

の2倍に相当する年数)を超えて在学することはできない。

第4章 入 学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、4月、9月の2期とする。

(入学の資格)

第15条 本学に入学することができる者は、次の各号の一に該当し、かつ、入学試験に合格した者とする。

- (1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等教育の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者またはこれに準ずる者
- (5) 文部科学大臣が指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験または大学入学資格検定に合格した者
- (7) その他、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学において認めた者

(入学の出願)

第16条 入学志願者は、入学願書その他所定の書類に入学検定料を添えて所定日までに提出しなければならない。

(入学試験)

第17条 入学志願者については、入学試験による選考を行う。

- 2 外国人留学生、帰国子女及び社会人である入学志願者の入学試験については、格別の取り扱いをすることができる。

(入学手続き及び入学許可)

第18条 入学試験の合格者は、所定の期日までに本人自筆の誓約書その他所定の書類に所定の入学金等を添えて、入学手続きをしなければならない。正当な理由なくして期日までに入学手続きを完了しない者には、合格を取り消すことがある。

- 2 前項の入学手続きを完了した者については、学長が入学を許可する。

(保証人・連帯保証人)

第19条 保証人は成年者であり、独立の生計を営み、確実に保証人として責務を果たすことができる父母・親族あるいはこれに準ずる身元引受人とする。保証人は、その学生の在学中本人に係わる行為について連帯の責任を負わなければならない。連帯保証人は成年者であり、独立の生計を営む者とする。連帯保証人は、学生が本学に生じさせた一切の損害の賠償及び授業料等の支払いについて、連帯の責任を負わなければならない。

(届 出)

第20条 学生若しくは保証人・連帯保証人が、死亡、転居若しくは改姓した場合または保証人・連帯保証人がその資格を失った場合は、その旨を直ちに届け出なければならない。

(編入学)

第21条 次の各号の一に該当する者で、本学学部第3年次前期または3年次後期への編入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可する。

- (1) 大学学部、短期大学の卒業生及びそれと同等以上の学力があると学長が認めた者
- (2) 大学学部及び短期大学卒業見込みの者
- (3) 大学学部2年を修了し、62単位以上を修得した者
- (4) 高等専門学校を卒業した者
- (5) 専修学校の専門課程を修了し専門士の資格を有する者
- (6) 社会人で、前記第1号、第3号または第5号の要件を満たす者
- (7) 海外からの帰国者で、海外の大学で前記第1号、第3号の要件を満たす者

2 次の各号に該当する者で、本学学部第1年次後期入学を志願する者があるときは、選考の上、これを許可する。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

3 編入学に関する規程は、別に定める。

(転入学)

第22条 他の大学から本学に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、相当年次に転入学を許可する。

2 転入学を志願する者は、その現に在籍する大学の学長の受験許可書を転入学願書に添えて提出しなければならない。

3 転入学に関する規程は、別に定める。

(再入学)

第23条 次の各号に該当する者で、その退学または除籍後、再入学を志望する者があるときは、審査の上、相当年次に再入学を許可する。

- (1) 本学を退学した者（第41条の規定による退学の場合を除く）
- (2) 第36条第1号の規定により除籍された者

2 再入学に関する規程は、別に定める。

第5章 教育課程及び履修方法等

(授業科目・単位数等)

第24条 授業科目は、各科目及び卒業論文または卒業制作に分け、4学年に配当する。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第1のとおりとする。

3 授業科目の履修方法等は、別に定める。

4 教育課程における各科目の授業内容及び授業計画、評価基準等については、シラバス（授業概要）にて、あらかじめ明示するものとする。

(単位の計算方法)

第25条 各授業科目の単位数は、1単位を45時間の学修を行うことを標準とし、授業時間外に必要な学修等を考慮し、各授業科目の単位数は次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習については、15時間または30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実技については、30時間または45時間の授業をもって1単位とする。
- (4) 実習については、30時間または40時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業制作及び学外研修等については、これに必要な学修等を考慮して別に単位数を定めることができる。

(単位の付与)

第26条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。ただし、前条第2項の授業科目については、その学修成果の評価をもって試験に替えることができる。

2 前項の試験等の評価は、秀・優・良・可・不可及び合・否で行い、秀・優・良・可・合を合格とする。

3 前2項の試験等に関し必要な事項は、別に定める。

(卒業の必要単位数)

第27条 本学卒業に必要な単位数は、必修とされる授業科目の単位を含め124単位以上とする。

(他大学等の単位)

第28条 他の大学または短期大学（外国の大学または短期大学を含む）を卒業または中途退学し、本学に入学した学生の当該大学または短期大学における既修得単位については、教育上有益であると認めるときは、合計30単位を超えない範囲で、本学において履修したものとして認定することができる。ただし、第12条に定める修業年限を短縮することはできない。

(他大学等での履修)

第29条 教育上有益であると認めるときは、他の大学または短期大学との協議により、本学学生が当該大学または短期大学において授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定により他の大学または短期大学の授業科目を履修し、修得した単位については、30単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項に定めるもののほか、他の大学または短期大学の授業科目の履修に関し必要な規程は、別に定める。

(留学による単位)

第30条 教育上有益であると認めるときは、外国の大学または短期大学との協議により、学生が休学することなく当該外国の大学または短期大学に留学することを認めることができる。

2 前項の規定による留学の成果については、前条第2項の規定により本学において修得したものとみなす単位と合わせて30単位を超えない範囲内で本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる。

3 前2項に定めるもののほか、本条による留学に関し必要な事項は、別に定める。

第6章 諸資格の取得

(諸資格の取得)

第31条 本学こども教育学部こども教育学科において、第38条に定める卒業の要件を充たし、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定める所要の単位を修得することにより、幼稚園教諭一種免許状、小学校教諭一種免許状、中学校教諭一種免許状（英語）及び特別支援学校教

論一種免許状（知的障害者・肢体不自由者・病弱者）を取得することができる。

- 2 本学こども教育学部こども教育学科において、第38条に定める卒業の要件を充たし、児童福祉法及び児童福祉法施行規則に定める所要の単位を修得することにより、保育士資格を取得することができる。

第7章 休学、復学、転学及び退学

（休 学）

第32条 病気その他やむを得ない事由により修学することができない者は、理由を記した保証人と本人連署の休学願を提出し、学長の許可を受け、休学することができる。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

- 2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

（休学期間及び復学）

第33条 休学の期間は、その願い出により半期ごとに休学期間の延長を許可することができる。

- 2 休学の期間は、通算して4年ただし、3年次編入学生は2年を超えることはできない。
- 3 休学の期間は、在学年数に算入しない。
- 4 休学の理由が消滅し復学しようとする者は、その理由を記した保証人と本人連署の復学願を提出し、学長の許可を受け復学することができる。ただし、病気による休学の場合は、医師の診断書を添付するものとする。

（退 学）

第34条 病気その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、理由を記した保証人と本人連署の退学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

（転 学）

第35条 本学学生で他の大学に転学を志願する者は、学長の許可を受けなければならない。許可なくして転学を試みた者に対しては、退学を命ずることができる。

（除 籍）

第36条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促しても、なお、納付しない者
- (2) 第13条に定める在学年限を超えても、なお、卒業資格を取得できない者
- (3) 第33条第2項に定める休学期間を超えても、なお、修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者

（転学科）

第37条 （削 除）

第8章 卒業及び学位

（卒 業）

第38条 本学に4年（編入学、転入学または再入学した学生にあつては、その在学すべき年数）以上在学し、第24条に定める授業科目及び単位数を修得し、第27条に定める本学卒業に必要な単位数を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

(学 位)

第39条 卒業した者に次の学位を授与する。

こども教育学部こども教育学科

学士（教育学）

第9章 賞 罰

(表 彰)

第40条 学生としての本分を全うし、他の学生の模範とするに足る者は、教授会の議を経て、学長が表彰する。

(懲 戒)

第41条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為のあった者は、教授会の議を経て、学長が懲戒する。

2 懲戒は、訓告、戒告、停学及び退学とする。懲戒に関し必要な事項は別に定める。

3 退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第10章 厚生・保健施設

(保健室)

第42条 本学に保健室を置き、学生等の健康相談に応じる。

(厚生施設)

第43条 本学に、学生の厚生に資するため厚生施設を置く。

2 厚生施設に関する必要な事項は、別に定める。

第11章 委託生、科目等履修生、研究生及び外国人留学生

(委託生)

第44条 公共団体その他民間団体の委託により入学を志願する者があるときは、委託生として入学を許可することがある。

2 委託生に関する規程は、別に定める。

(科目等履修生)

第45条 本学の学生以外の者で、本学の授業科目の履修を志願する者については、当該科目の学習を妨げない限り、選考の上、教授会の議を経て科目等履修生として、学長が許可する。ただし、原則として実習科目群・演習科目群を除く。

2 科目等履修生の登録時期は、各学期の開始前とする。ただし、特別の事情のある場合は、この限りでない。

3 科目等履修生で、履修した授業科目について試験等に合格した者には、単位を与える。

4 科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

(研究生)

第46条 本学において特定の専門的事項について研究することを志願する者があるときは、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

(外国人留学生)

第47条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可する。

2 外国人留学生に関する規程は、別に定める。

第12章 入学検定料、入学金、授業料等

(入学検定料、入学金、授業料等の額)

第48条 入学検定料、入学金、授業料、教育・施設充実費の額は、別表第2のとおりとする。

(授業料、教育充実費及び施設費の納付)

第49条 授業料、教育・施設充実費（以下「授業料等」という）は、それぞれ、前期及び後期の2期に等分して納入するものとする。ただし、入学年度前期の教育・施設充実費については、入学手続き時に納入する。

2 授業料等の納入期日は、その都度、指定する。

(転学、退学、停学、休学、復学の場合の授業料等)

第50条 転学、退学、停学、休学、復学をした者は、学期途中の場合はその学期分の授業料等を納入しなければならない。ただし、退学、停学、休学を命ぜられた者を含む。

2 休学期間中の授業料等は、徴収しない。

(既納額の取扱い)

第51条 既納の入学検定料、入学金及び授業料等は、その理由の如何にかかわらず返還しない。ただし、授業料等については、学長が特別の理由があると認める者については、返還することがある。

第13章 公開講座

(公開講座)

第52条 広く教育研究活動の成果を公開し、地域社会の文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設する。

2 公開講座に関する規程は、別に定める。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 国際コミュニケーション学部国際コミュニケーション学科は、平成11年度に第1年次及び第3年次を開設するものとし、その平成11年度以降の学生定員は、第3条第2項の規定にかかわらず次のとおりとする。

年 度 \ 学生定員	入学定員	収容定員
平成11年度	100名	200名
平成12年度	50名	300名

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、第3条に定める入学定員及び収容定員については次のとおりとする。

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度
入学定員	100名	100名	100名	100名	100名
収容定員	400名	400名	400名	400名	400名

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成13年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成14年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成15年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成19年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

- 2 平成21年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 平成22年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の国際コミュニケーション学部の学則による。

附 則

- 1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成25年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成28年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 平成29年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 平成31年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和元年10月15日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月31日以前に入学した者にかかる教育課程については改正後の規定にかかわらず、
なお従前の国際こども教育学部の学則による。

授業科目の名称	履修 年次	開講 学期	単 位 数	主 要 科 目	授業 方法	卒業要件				他校 単位 認定	免許種				資格
						小中教育 必・選	小幼教育 必・選	幼小教育 必・選	幼保教育 必・選		小 一 種	幼 一 種	特 支	保 育 士	
日本国憲法	1	後	2	○	講義	*	*	*	*	60.6.17.6	*	*	*	*	*
スポーツフィットネス	1	前	2	○	講義	*	*	*	*	60.6.17.6	*	*	*	*	*
私たちと人権	1	前	2	○	講義	*	*	*	*	60.6.17.6	*	*	*	*	*
私たちと文化	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
ボランティア概論	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						力
生涯学習論	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						力
多文化コミュニケーション論	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						力
多文化共生概論	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
欧米の子ども文化	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
アジアの子ども文化	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
ウェルネスの科学	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						*
介護概論	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
カウンセリング実務論Ⅰ	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						力
防災・災害論	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
コミュニケーション基礎	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						力
こども学	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
地域学習論	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
情報メディア論	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						可
情報社会と倫理	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
情報基礎演習Ⅰ	1	前	2	○	演習	*	*	*	*	60.6.17.6	*	*	*	*	*
情報基礎演習Ⅱ	1	後	2	○	演習	*	*	*	*						
プレゼンテーション演習	3	後	2	○	演習	△	△	△	△						
ウェブデザイン演習	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
マルチメディア演習	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
情報モラルと情報セキュリティ	1	前	2	○	演習	△	△	△	△						
英語Ⅰ	1	前	2	○	講義	*	*	*	*	60.6.17.6	*	*	*	*	*
英語Ⅱ	1	後	2	○	講義	*	*	*	*						
英語Ⅲ	2	前	2	○	演習	*	*	*	*						
英語Ⅳ	2	後	2	○	演習	*	*	*	*						
実用英語	2	後	2	○	講義	*	*	*	*						
韓国語Ⅰ	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
韓国語Ⅱ	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
韓国語ⅢA	2	前	1	○	演習	△	△	△	△						
韓国語ⅢB	2	後	1	○	演習	△	△	△	△						
中国語Ⅰ	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
中国語Ⅱ	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
中国語ⅢA	2	前	1	○	演習	△	△	△	△						
中国語ⅢB	2	後	1	○	演習	△	△	△	△						
スペイン語Ⅰ	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
スペイン語Ⅱ	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
スペイン語ⅢA	2	前	1	○	演習	△	△	△	△						
スペイン語ⅢB	2	後	1	○	演習	△	△	△	△						
小学国語（書写を含む）	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
言語表現法	1	後	2	○	演習	△	△	△	△						
社会	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
くらしと社会	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
算数	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
くらしと数	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
理科	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
人類と科学	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
生活	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
子どもの文化と遊び	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
音楽基礎演習	1	前	1	○	演習	△	△	△	△						音
音楽表現（歌唱）	1	後	1	○	演習	△	△	△	△						音
音楽表現（器楽合奏）	2	前	1	○	演習	△	△	△	△						音
図画工作Ⅰ	1	前	1	○	演習	△	△	△	△						可
図画工作Ⅱ	1	後	1	○	演習	△	△	△	△						可
家庭	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
衣食住の科学	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
体育	1	後	1	○	演習	△	△	△	△						
身体表現	2	後	1	○	演習	△	△	△	△						
小学英語	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						
幼児と健康	1	後	2	○	演習	△	△	△	△						
幼児と人間関係	1	後	2	○	演習	△	△	△	△						
幼児と環境	1	前	2	○	演習	△	△	△	△						
幼児と言葉	1	後	2	○	演習	△	△	△	△						
幼児と音楽表現	1	前	2	○	演習	△	△	△	△						
幼児と造形表現	1	後	2	○	演習	△	△	△	△						
中学英語	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
英語音声学	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						
コミュニケーション英文法	3	後	2	○	講義	△	△	△	△						
英語学概論	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
英文法研究	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
アクティヴコミュニケーション	1	前	2	○	演習	△	△	△	△						
英語学演習	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
英語文学講義	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
英語スピーチ・プレゼンテーション	3	後	2	○	演習	△	△	△	△						
英語コミュニケーション概論	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						
英語文学史	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						
異文化間コミュニケーション	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						
異文化間コミュニケーション	1	後	2	○	講義	*	*	*	*						
国語科教育法（書写を含む）	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
社会科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
算数科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
理科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
生活科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
家庭科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
小学英語科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
音楽科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						音
図画工作科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
体育科教育法	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
中学教科教育法Ⅰ（英語）	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
中学教科教育法Ⅱ（英語）	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
中学教科教育法Ⅲ（英語）	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						
中学教科教育法Ⅳ（英語）	3	後	2	○	講義	△	△	△	△						
保育内容総論	2	前	2	○	演習	△	△	△	△						
保育内容研究	3	前	2	○	演習	△	△	△	△						
保育内容（健康）	2	前	2	○	演習	△	△	△	△						
保育内容（人間関係）	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
保育内容（環境）	2	前	2	○	演習	△	△	△	△						
保育内容（言葉）	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
保育内容（表現Ⅰ）	2	前	2	○	演習	△	△	△	△						音
保育内容（表現Ⅱ）	2	後	2	○	演習	△	△	△	△						
教職入門	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						
教育原理	1	前	2	○	講義	△	△	△	△						
教育史	2	後	2	○	講義	△	△	△	△						
教育心理学	1	後	2	○	講義	△	△	△	△						力
特別支援教育論	3	前	2	○	講義	△	△	△	△						力
教育制度論	2	前	2	○	講義	△	△	△	△						
教育課程総論	3	後	2	○	講義	△	△	△	△						

授業科目の名称	履修 年次	開講 学期	単 位 数	主 要 科 目	授業 方法	卒業要件				他校 単位 認定	免許種				資格
						小中教育 必・選	小幼教育 必・選	幼小教育 必・選	幼保教育 必・選		小 一 種	幼 一 種	特 支	保 育 士	
幼児教育課程総論	3	後	2	○	講義	*	*	*	*	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	▽
道徳的教育法	2	後	2	○	講義	*	*	*	*	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	*
総合的な学習の時間の指導	2	前	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	*
総合的な学習の時間の指導	3	後	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	*
特別活動の教育法	2	前	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	*
生徒・進路指導論	2	後	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	*
保育方法論	3	前	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	▽
学校教育概論	2	前	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	力
幼児理解	3	前	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	▽
保育の計画と評価	2	前	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	力
保育の心理学	1	後	2	○	講義	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	力
子どもの理解と援助	2	前	1	○	演習	△	△	△	△	△から8単位以上選択必修	基礎	*	*	*	力
社会福祉	1	後	2	○	講義										

別表第2—1 1年次入学者 授業料等

費 用	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000円	
入 学 金	250,000円	入学時
授 業 料	830,000円	年 額
教育・施設充実費	350,000円	年 額

別表第2—2 3年次編入学者 授業料等

費 用	金 額	備 考
入 学 検 定 料	30,000円	
入 学 金	200,000円	入学時
授 業 料	830,000円	年 額
教育・施設充実費	350,000円	年 額